公益社団法人岡谷下諏訪広域シルバー人材センター 就業上の事故等に係るペナルティに関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、公益社団法人岡谷下諏訪広域シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員へのペナルティに関する必要な事項を定めることにより、安全・適正就業を推進し、事故の抑制及び再発防止を図ることを目的とする。 (対象)
- 第2条 この規程の対象は、岡谷下諏訪広域シルバー人材センター就業規約(平成4年4月 1日施行)並びに岡谷下諏訪広域シルバー人材センター安全基準(平成5年9月1日施行) 等(以下「規約等」という。)に定める各条項に違反した会員及び就業中又は就業途上に おいて賠償責任事故を起こした会員とする。

(ペナルティ)

- 第3条 この規程において「ペナルティ」とは、規約等の違反又は賠償責任事故の区分ごと に、次の各号に掲げる規約等の違反又は賠償責任事故の回数に応じ、当該各号に定める 措置のことをいう。
 - (1)1回目 口頭指導
 - (2)2回目 顛末書の徴取及び文書指導
 - (3)3回目 顛末書の徴取及び就業停止1月
 - (4)4回目 顛末書の徴取及び就業停止1年又は職種変更
- 2 前項の回数は、規約等の違反又は賠償責任事故の区分ごとに累積していくものとする。 ただし、当該会員が規約等の違反又は賠償責任事故を起こしてから2年間安全・適正就業 に努め、無事故であった場合は、それまで累積していた回数はリセットする。
- 3 第1項の回数は、2回目以降についても同様に積算するものとする。
- 4 就業停止の措置を受けた会員であっても、別の作業であれば就業することができる。 (重大な事故の取扱い)
- 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賠償 責任事故が1回目であっても、重大な事故として2回目の事故として取り扱うものとす る。
 - (1)賠償責任事故におけるセンターの賠償額が50万円以上の場合
 - (2)会員の故意又はこれに類似する賠償責任事故とセンターが判断した場合
 - (3)賠償責任事故を起こした際に報告を怠った場合又は自己解決しようとした場合 (賠償額に係る負担金)
- 第5条 岡谷下諏訪広域シルバー人材センター就業規約第9条第1項の規定にかかわらず、 賠償責任事故を起こした会員は、別に定める額の負担金を負担しなければならない。
- 2 共同作業における賠償責任事故の負担金は、原則として当該作業に従事していた会員

が連帯して負担するものとする。

(調查・検証)

- 第6条 安全委員会(以下「委員会」という。)は、規約等の違反又は賠償責任事故が発生した場合、必要に応じて次に掲げる調査・検証を行うものとする。
 - (1) 当該会員からの事情聴取及び弁明
 - (2)現場検証
 - (3)事故原因
 - (4)規約等違反行為の有無
 - (5)その他必要事項

(決定)

- 第7条 第3条第1項第1号から第3号まで及び第5条第1項の決定は、委員会が行う。
- 2 第3条第1項第4号の就業停止及び職種変更については、委員会の具申に基づき理事 長が決定する。ただし、理事長が決定できない場合は、委員会で再度検証し決定する。 (通知)
- 第8条 委員会は、前条の決定内容について、当該会員に通知しなければならない。 (報告)
- 第9条 委員会は、第7条の決定をしたときは、その概要を直近の理事会に報告しなければ ならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
 - (就業上不適格な会員に対する措置要領の廃止)
- 2 公益社団法人岡谷下諏訪広域シルバー人材センター 就業上不適格な会員に対する措置要領(平成24年8月1日施行)は、廃止する。